

信州の屋根ソーラー普及事業
既存住宅エネルギー自立化補助金
【Q & A】

長野県環境部ゼロカーボン推進室

◆ 制度の目的

Q なぜ認定事業者の販売や施工によることが要件になっているのですか？

A 本補助金は、地元根ざし、顔の見える事業者が、提供する製品やサービスに関して適切に説明しながら設備等の販売・施工を行うことにより、太陽光発電の普及拡大を目指す制度です。このため、適切な施工等に関して一定の条件を満たした事業者であることを求めています。

Q 認定事業者とはどんな事業者ですか？

A 正式には「信州の屋根ソーラー認定事業者」といい、太陽光発電の普及に積極的に取り組む地域の事業者を県が認定し、広く県民の皆さんに公表する制度です。

認定事業者の一覧など詳しくは長野県HPをご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/yanesolar_nintei.html

Q 蓄電池の設置が要件になっているのはなぜですか。

A 太陽光発電の普及拡大が求められる一方で、FIT（固定価格買取制度）認定期間の終了を迎える住宅の増加や、災害時等のレジリエンスの向上など、住宅のエネルギー自立が求められています。このため、太陽光発電の普及とともに蓄電池の設置を促進することとしたところです。

◆ 申請手続

Q 申請方法と申請期間について教えてください。

A 申請の流れについては、「既存住宅エネルギー自立化補助金 申請要領」をご確認ください。

Q 応募受付件数に上限はありますか。

A 十分に対応できるよう予算額は確保していますが、上限があることをご了承ください。

Q 既に設備設置に関する契約をしてしまったものについても補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。県から交付決定があった以降に、設置に関する契約を締結したものが対象となります。販売店と相談している場合や、見積書をもらっていたりだけの場合など、契約に至っていない場合であれば対象となります。

Q 二世帯住宅（同一の建物）に機器をそれぞれの世帯で設置する予定です。それぞれで申込みができますか？

A それぞれの世帯で申込みできます。ただし、電気の受給契約が明確に分かれていることが必要です。また、一方の世帯で二世帯分を申込むことはできません。

◆ 他の補助金等との併用

Q 県の他の補助金との併用は可能ですか。

A 太陽光発電設備・蓄電池への補助金に関しては、「環境配慮型住宅補助金(リフォーム型)」がありますが、この補助金で太陽光発電設備・蓄電池設置に関する加算を受けている場合は併用できません。

Q 市町村の補助金と併用できますか？

A 県として併用を制限していません。ただし、市町村において県補助金との併用を制限している場合もありますので、詳細は市町村にご確認ください。

Q グループパワーチョイス（共同購入）との併用できますか。

A グループパワーチョイス（共同購入）で取り扱う同一の製品を同一の施工事業者で導入する場合は、補助金の対象となりません。なお、申請書には設置予定の設備のメーカー名・製品名・型番等をご記入いただきます。

同一の製品であっても施工事業者が異なる場合や、施工事業者が同一であっても製品が異なる場合は補助金の対象となります。なお、グループパワーチョイスで施工を落札した事業者が東北信・中南信で異なる場合、居住する地域の落札事業者以外で設置する場合は補助の対象となります。

Q 補助金を受けるためには、FIT認定を受ける必要がありますか？

A FITの認定の有無は要件としていませんので、全て自家消費の場合でも補助金の対象となりますが、FIT申請する場合は認定申請の状況を記載いただく必要があります。

◆ 補助対象者

Q 住宅の持ち主ではありませんが、申請可能ですか？

A 自ら居住する住宅であり、本人が認定事業者と契約を締結するのであれば申込み可能です。

Q 申請者自身が居住する住宅であることはどのように確認するのですか。

A 補助金の交付申請書に住民票の写しを添付いただきますので、これにより住所と設備の設置場所が同一であることを確認します。

Q 賃貸住宅に居住していますが、補助金を利用することはできますか。

A 補助金は、持家や借家にかかわらず、居住する既存住宅に設置する場合を対象としています。当然ながら、借家の場合は、貸主から事前に了承を得た上で、設置工事を行ってください。

Q 県内に住所はありませんが、県内に所有する住宅（別荘等）に設置する場合も対象となりますか。

A 県内に住所を有する方が、その住宅に太陽光発電設備等を設置する場合を対象としているため、住所が県外の場合は対象外です。

Q 単身赴任のため県外に居住しており、県内に住所がありません。県内に居住する家族が申請することができますか。

A 県内に住所があり、当該住宅に居住するご家族が申し込むことも可能です。ただし、全ての提出書類（契約書等）がお住まいの方の名義である必要があります。

Q 県外から移住して中古住宅を購入しました。まだ県税を支払っていませんが対象となりますか。

A 住所が県内にあれば「未納がない証明」を受けることができます。なお、「未納がない証明」については、お近くの県税事務所までお問い合わせください。

【県税事務所ホームページ】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/toiawase/index.html>

◆ 補助対象住宅

Q なぜ既存住宅が対象なのですか。

A 新築住宅については、設置の検討がしやすく各種補助金の活用等により、太陽光発電設備を設置する住宅が増加している一方で、住宅の大半を占める既存住宅への普及は遅れているのが現状です。県では、既存住宅への普及拡大に向けて、本補助制度を創設しました。

Q 既存住宅とはどういった住宅ですか。

A 本補助金の場合、品確法に定める「新築住宅」以外の住宅を指し、住宅の建築が終了し、施主に引き渡され、人が居住している住宅又は引き渡される前に1年以上経過した住宅を意味します。

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)

第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)をいう。

2 この法律において「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。)をいう。

Q 先月竣工し、居住を始めたものも既存住宅になりますか。

A 太陽光発電設備の導入に当たっては、居住する住宅の消費電力量を踏まえた上で、適当な規模のシステムを導入することが大切と考えます。住宅の省エネルギー化の観点からも、概ね一年程度の使用エネルギー量を確認するなどし、導入をご検討いただきたいと考えております。

Q 既存住宅が対象とありますが、住宅を建て直して、設置する場合は対象となりますか。

A 更地にしてから建て替える場合は新築となるため対象外です。増改築・減築・スケルトン改修などは対象となります。

Q 店舗併用住宅の建物は対象になりますか？

A ご自身がお住まいの住宅であれば対象となります。

Q 住宅ではない事業所（事務所）へ設置しようと思っておりますが、対象となりますか。

A 住宅ではないので対象となりません。

Q 住宅に併設する物置や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、庭先に野立で太陽光パネルを設置することはできますか。

A 住宅の屋根上への設置が原則です。屋根形状や耐荷重の問題など、やむを得ない事情により屋根上への設置が叶わない場合は、対象となる場合もあるので県庁ゼロカーボン推進室までお問い合わせください。

◆ 対象機器

（全般）

Q なぜ太陽光パネルは10kW未満のものが対象なのですか？

A 固定価格買取制度における一般家庭向けの容量区分に合わせたものとなっています。

Q リース方式やPPA方式による設備の設置は対象となりますか。

A 補助金の目的は、太陽光発電設備や蓄電池の設置に伴う負担を軽減するものですので、自ら所有する設備等が対象となります。

（太陽光システム）

Q 現在、太陽光発電設備を設置していますが、設備の入れ替え（更新）や、パネルの増設も対象となりますか。

A なりません。本補助金は、太陽光発電の普及拡大を目的とするものであるため、新たに太陽光発電設備システムを導入する場合を対象としています。

Q 知人から有償で譲り得たものや中古のものは対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 太陽熱利用機器と蓄電池を同時に導入する場合は対象となりますか。

A 対象となりません。太陽光発電設備と併せて導入する必要があります。

(蓄電池)

Q なぜ蓄電池は4kWh以上のものが対象なのですか？

A 家族構成や設置する家電製品等により個々の住宅の必要量は異なりますが、災害等によって停電があっても一定量・時間の電力の供給ができることや、固定価格買取制度の認定期間終了後において自立的に自家消費できる最低容量として設定したところです。

Q 既に太陽光発電設備を設置していますが、蓄電池のみの設置は対象となりますか？

A 既存の発電設備と組み合わせて利用する場合に対象となります。(蓄電池を太陽光発電設備と組み合わせず、単独で利用する場合は対象となりません。)

Q 蓄電池の代わりに電気自動車(EV)を導入したいのですが、EV又はV2H関連機器は対象となりますか。

A エネルギー自立の観点ではEVも非常に有効ですが、EVやV2H関連機器については国の補助制度もあるため本事業の対象外としています。

Q 蓄電池を既に設置していますが、容量を増やす場合も対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 蓄電池を2台設置した場合、2台分の申請ができますか。

A 1台分が対象となります。

Q ポータブル式(移動式)の蓄電池は対象となりますか。

A 定置式のみが対象となります。

Q 蓄電池の設置場所により対象にならない場合はありますか。

A 室内・室外どちらも対象となります。

Q どんな蓄電池でも対象となりますか。

A 「令和3年度戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業」の補助対象機器を対象としております。詳しくは次のホームページからご確認ください。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

◆ 翌年度への繰越

Q 1月までに事業が完了する予定で補助金を申請し、交付決定を受けましたが、世界的な半導体不足の影響で、補助対象製品の取付が4月になってしまうことになりました。この場合は補助金を受けることはできないのですか。

A 半導体部品の供給不足や自然災害等のやむを得ない理由により、年度内（3月中）に補助事業が完了しない場合は、2月末日までに「繰越承認申請書（様式第5号）」を提出してください。内容を審査し、後日その結果を通知します。（やむを得ない理由があると認められない場合は繰越が認められませんのでご注意ください。）

なお、補助事業が計画より遅れるものの、年度内（3月中）に完了する見込みである場合は、「事業計画遅延等報告書（様式第4号）」を提出してください。

Q 今からこの補助金を活用して蓄電池を設置しようと思い、信州の屋根ソーラー認定事業者に相談したところ、通常なら2月までに設置が完了するが、昨今の半導体不足によりメーカーからの出荷が遅れており、設置完了は5月になる見込みであると言われました。この場合には補助金を申請できないのですか。

A 平常時であれば2月末までに事業が完了するスケジュールであるにもかかわらず、半導体不足等のやむを得ない理由により、年度内（3月中）に補助事業が完了しない見込みであるときは、補助金の申請をすることができる場合があります。詳しくは県庁ゼロカーボン推進室にご相談ください。

なお、本補助事業は、令和4年度も実施の予定です。

◆ その他

Q この制度は来年度も実施されますか。いつまで実施されますか。

A 複数年度にわたって実施していく予定ですが、毎年度予算が措置された場合に実施することとなります。

Q 補助金を受けた後、譲渡や処分する必要がある場合はどうなりますか。（子供への譲渡、引っ越しによる処分・売却・リサイクル・中古販売等）

A 財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、県庁ゼロカーボン推進室にご相談ください。

Q 設備が壊れてしまった場合、補助金を返還する必要がありますか？

A 財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、県庁ゼロカーボン推進室にご相談ください。

Q 家庭の省エネ診断を受けることが条件となっているのはなぜですか。

A ゼロカーボンの取組は、自然エネルギーを創り出すだけでなく、エネルギー消費を抑えることも重要です。現在の住宅やライフスタイルを改めて見つめ直し、全体として住宅における温室効果ガス発生量を抑えるため、診断を受けていただくこととしました。

Q 家庭の省エネを診断する「うちエコ診断」はどのようにしたら受けられますか

A 環境省関連のホームページから申し込みができます。なお、診断費用は無料です。

【<https://webapp.uchieco-shindan.jp/>】

診断後表示される診断結果を申請書に添付してください。

※ 対面で診断を受ける方法もありますが、この本補助金では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等から、WEBでの診断に限定しています。

Q 年度内に何度も補助金を利用できますか？

A 本事業により受給できる補助金は、年度内に限らず、1回限りとなります。

■ 上記の他、不明な点等がございましたら、地域振興局環境担当課又は県庁ゼロカーボン推進室までお問い合わせください。